本日付当社公表資料に関する当社見解について

当社は、本日付で「取締役1名に対する辞任勧告の決議および社内調査委員会設置に関するお知らせ」を公表しました。本件につきまして、状況についてご説明の上、当社見解を下記のとおりお知らせいたします。

今後、本件に関し調査等を継続してまいりますが、関係する皆様に多大なるご迷惑とご心 配をおかけしていますことを改めて、深くお詫び申し上げます。

(経緯のご説明)

2024年11月上旬、当社代表取締役の中川 博貴氏に対し、取締役の田原 弘貴氏(以下「田原氏」といいます。)より、東京証券取引所スタンダード市場上場会社の代表取締役社長(以下「A氏」といいます。)を紹介したい旨の打診があり、意見交換会を実施したところ、田原氏からA氏を前にして当社に関する未公表の会社情報(以下「重要事実」といいます。)への言及がありました。また、この意見交換会の場で、当社の重要事実の情報受領者であるA氏から、田原氏から当社の重要事実が情報共有されていると確定できる発言があったこと、直接・間接的に当社の株式を保有していること、当社の連結子会社であり暗号資産交換業を営む株式会社 Zaif に、中国本土からビットコインを持ち込むことが可能である旨の提案がありました。この提案には、マネーロンダリングの懸念が伴うとともに、国内の暗号資産交換業者が遵守すべき FATF(金融活動作業部会)の基準を無視した内容が含まれており、当社の経済的基盤に重大な影響を及ぼす恐れがあるだけでなく、国家の経済安全保障上のリスクにもつながり得るものと考えております。具体的には、中国資本が絡むマネーロンダリングの疑念や、敵対的買収による重要資産の流出が想定され、当社の経営基盤や暗号資産交換業の健全性を揺るがす可能性を危惧しております。

また、重要事実の情報受領者のA氏から、同じく東京証券取引所プライム市場上場会社の代表者の実名が出ており、上記提案への関与を疑わせる発言もあったことから、当社は重要事実の漏洩にとどまらない不適切行為の可能性に対する重大な懸念があると判断し、田原氏のインサイダー取引への関与の有無の確認を目的として、2024年11月下旬に当社とは利害関係のない外部弁護士による田原氏に対するヒアリング等の事前調査を行ってまいりました。

この事前調査の結果、2024 年 7 月ごろから 2024 年 10 月にかけて、田原氏が複数の

顧客および株主に対して、当社取締役としての職務上の地位を利用して、取締役会等を通じて入手した当社の重要事実を含む会社情報を漏洩し、相手方がその情報に基づき当社株式を売買している形跡の疑いがあることが判明いたしました。このような行為は、金融商品取引法で禁止されており、違反者には証券取引等監視委員会による刑事告発や課徴金納付命令の勧告が行われます。情報を知らない他の投資家との間で不公平を生じさせるだけでなく、金融商品市場における公正さや健全性、さらには信頼性を著しく損なう恐れがあり、当社として極めて深刻な事態と捉えております。

上記の田原氏による行為は、会社法に定める取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反し、当社取締役規程にも違反する重大な背任行為であり、到底看過することはできず、本日開催の取締役会において、田原氏を除く全取締役の一致により、田原氏に対する辞任勧告を決議いたしました。

また、当社取締役監査等委員と外部弁護士を中心とした社内調査委員会を正式に発足し、田原氏に対し、インサイダー取引への関与の有無、他の関係先のへの情報漏洩の有無等について継続的な調査を進めることを決議いたしました。

(今後の対応)

当社は、田原氏の行為が、金融商品取引法に規定するインサイダー取引規制違反を生じかねないこと、今回の情報漏えい行為自体で辞任勧告に値するものと判断しました。

また、事前調査の調査結果に基づき、田原氏の情報漏洩によるインサイダー取引規制に 該当する取引が広範囲に及ぶと考えられること、本事案の重要性を鑑み、社内調査委員 会の調査報告をもって、しかるべき対応を行う予定です。

(再発防止策について)

当社といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止め、内部監査機能の一層の強化、社内コンプライアンス教育の強化、周知徹底を図り、今後の再発防止に真摯に取り組んでまいります。

以上